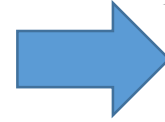


高齢者介護施設における 感染症及び食中毒等への対応・報告について

大阪府 福祉部 高齢介護室
介護事業者課 施設指導グループ

高齢者施設では、感染症対策が重要！

- 高齢者は感染症に対する抵抗力が弱い
- 集団生活を行っている



感染が広がりやすい

- 日頃からの感染を予防する体制（感染管理体制）整備
- 感染症発生時には感染症の拡大防止のための対応



- 感染症対策委員会の設置・開催
- 指針の整備
- マニュアルの作成
- 定期的な研修実施

介護現場における感染対策の手引き 第2版

(厚生労働省老健局 令和3年3月発行)



厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

大阪府ホームページ

(介護保険施設等の感染症及び食中毒、衛生関係について)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/26869/00000000/000814179.pdf>

インフルエンザ

- ・ 急激に発症、爆発的に流行し、短期間で広がる感染症
- ・ 12月から3月頃にかけて、全国的に流行を起こすことがある

感染経路

- ・ 飛沫感染、接触感染もあり

☆ 日頃の対応（予防法）

- ・ ウイルスを持ち込まない
- ・ インフルエンザワクチン

☆ 発生時の対応

- ・ 重症化する前に治療につなぐ
- ・ 感染拡大を可能な限り阻止



厚生労働省ホームページ

今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2022.html>

感染性胃腸炎

- ・ ノロウイルスは、冬季の感染性胃腸炎の主要な原因
- ・ 100個以下の少量のウイルスでも感染し、集団感染を起こすことがある

感染経路

- ・ 飛沫感染、接触感染、経口（糞口）感染
- ・ ノロウイルスは、汚染された二枚貝などの食品を介した感染
- ・ 便や嘔吐物に多量のウイルスが含まれているため、乾燥してエアロゾル化した嘔吐物が感染源となる空気感染（塵埃感染）
➡嘔吐物処理時の二次感染に注意！
- ・ 便中にウイルスが3週間以上排出されることもある

☆ 日頃の対応（予防法）

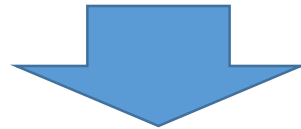
- ・ ノロウイルスは、アルコールによる消毒効果が弱い
➡手洗いを正しく行うことが基本

ハイシーズンには
処理キット等の準備



レジオネラ症

- 急激に重症化するレジオネラ肺炎と、インフルエンザ様症状を示すポンティアック熱がある
- レジオネラは自然界の土壌に生息
汚染された入浴設備や空気調和設備等により飛散したエアロゾルを吸入することで感染



「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」
(平成30年4月)

➡浴槽水は1年に1回以上、水質検査を実施し、基準に適合していないことが判明した場合には適切な措置を行う必要がある

水質検査を実施した場合は、その結果を担当課（指定権者）と保健所に報告すること

大阪府ホームページ（レジオネラ症発生防止対策について）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/rejionera/>

感染管理の体制

- 感染症又は食中毒予防・まん延防止のための指針が整備しており、「感染管理体制」「日頃の対策」および「感染発生時の対応」等の体制や手順を規定している
- 感染症マニュアル・指針の内容を職員に周知している（調理・清掃等委託職員を含む）
- 感染症又は食中毒予防・まん延防止のための対策委員会を設置し、おおむね3か月に1回以上定期的に、必要時には随時に開催している
- 対策委員会での議論の結果や決定事項等について職員に周知徹底を図っている
- 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を年2回以上開催している
- 感染対策を担当する専任の職員を定めている
- 利用者の健康管理上、感染症や食中毒の疑いがあるときは、速やかに施設長に報告し、施設長は必要な指示を行う体制を整えている
- 職員に対し入職時及び定期的な健康診断を実施している



感染症発生時の対応

発生状況の把握と対応

感染症や食中毒が発生した場合（疑いも含む）、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録している

感染拡大の防止

配置医師や感染対策担当者から受けた報告を総合的に判断し、感染拡大防止に必要な対策を行える体制となっている

行政への報告

感染症や食中毒の発生状況が一定の条件を満たした場合は、管轄保健所に報告し対応の指示を求めるとともに、施設主管部局にも報告している

関係機関との連携等

日頃から保健所等の報告を行う機関のほかに、気軽に感染対策について相談できる事業所間での連携体制を構築している



行政への報告

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局長通知)

4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が**1週間以内に2名以上**発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、**通常の発生動向を上回る感染症等の発生**が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

報告する内容

- 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- 感染症又は食中毒が疑われる症状
- 上記の利用者への対応や施設における対応状況等



(参考) 厚生労働省：「介護現場における感染対策の手引き 第2版」P74-75 ,P154

新型コロナウイルス感染症について

保健所の指導に従うこと！



常に最新情報の確認を！

大阪府 福祉総務課 企画グループ

(社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>

厚生労働省

(分野別の政策一覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

施設内で**1名でも発生**があれば
メールにて報告をお願いします

大阪府 (新型コロナウイルス感染症の発生報告について)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kaigohokennshisetu/hasseihoukoku.html>

(参考) 厚生労働省 : 「介護現場における感染対策の手引き 第2版」 P78-120

新型コロナウイルス感染症対応力の向上

以下の3点についてお願いします

① コロナ発生時に対応できる医療機関の確保

下記の対応ができる医療機関の確保

- ・ 施設からの電話等による相談への対応
- ・ 施設への往診（オンライン診療含む）
- ・ 入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

② 研修・訓練の実施（年2回）

感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>

③ ワクチン接種の実施



ご清聴ありがとうございました